

第63回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成29年6月23日(金曜日)
午前10時

開催場所 東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
協和エクシオ 本社3階会議室



EXEO
株式会社 協和エクシオ

証券コード：1951

証券コード1951
平成29年6月5日

株主各位

東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
株式会社 協和エクシオ
代表取締役社長 小園 文典

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、平成29年6月22日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネット等による議決権の行使

4頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬 具

記

-
- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年6月23日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。） |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
協和エクシオ 本社3階会議室
（末尾記載のご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第63期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第63期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第3号議案 | ストックオプションとして新株予約権を発行する件 |
-

以 上

- 株主ではない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は本株主総会にご出席いただけませんのでご注意ください。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.exeo.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
従いまして、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、本株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送又はインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.exeo.co.jp/>) における掲載によりお知らせいたします。
- 本株主総会当日、当社の役員及び係員はクールビズ（ノーネクタイ）にて対応させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- 会場が満席となった場合は、隣接する第2会場をご案内させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内

当日ご出席いただける場合



株主総会日時

平成29年6月23日（金曜日）午前10時

（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会当日は、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合



郵送によるご行使

行使期限

平成29年6月22日（木曜日）午後5時30分到着

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネット等によるご行使

詳細は次ページをご覧ください

行使期限

平成29年6月22日（木曜日）午後5時30分まで

当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使に際しては、下記事項をご了承のうえ、ご行使ください。

1 議決権行使サイトについて



- インターネットによる議決権行使は、パソコン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.web54.net>）をご利用いただくことによるのみ可能です。
- 議決権の行使は、平成29年6月22日（木曜日）午後5時30分までのご行使分が有効です。
- パソコン又は携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトをご利用できない場合があります。詳細につきましては、[下記専用ダイヤルにお問い合わせください。](#)

2 議決権行使方法について

- 議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。
- パスワードはご行使される方が株主様ご本人であることの確認に必要なため、大切にお取り扱いください。

インターネットによる議決権行使において、パソコン又は携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

3 複数回、議決権行使をされた場合の取扱い

- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット等によって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

4 その他

- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号： **0120-652-031**（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

【議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）】

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以上

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による経済・金融政策を背景に企業収益や雇用環境の改善など緩やかな回復基調が続いているものの、米国の経済政策に対する警戒感の高まりや英国EU離脱の影響など、景気の下振れリスクを内包しながら、先行き不透明な状況で推移しました。

情報通信分野におきましては、光アクセス等の固定通信関連工事は減少傾向が続くものの、「光コラボレーションモデル」など付加価値をつけた新たなサービスの普及が期待されております。移動通信関連工事はLTE-Advancedが本格化するなど、ブロードバンドを活用したスマートフォン・タブレット端末等スマートデバイスの普及によるモバイルトラフィックの増加や高速化に伴うネットワーク環境の構築・整備等が進みました。

また、公共・民間分野におきましては、国土強靱化や地方創生を契機とした自治体等のICT投資や、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピック等による首都圏再開発案件での電気設備工事、無電柱化工事の拡大、老朽化した社会インフラの更改等、インフラ投資の加速が期待されるとともに、セキュリティ強化やクラウドサービスへの移行など、IoT時代に迅速に対応するためのシステム投資も積極化するものと想定されます。

このような事業環境において、当社グループは平成28年5月に発表した中期経営計画（2016年度～2020年度）の新ビジョン「グループ総力を結集し、トータルソリューションで新たな成長ステージへ」のもと、グループ一体で既存技術とサービスの融合によるエンジニアリング周辺事業などの拡大により、事業ポートフォリオの再構築を進め、システムソリューション事業を第2の柱へ育成するとともに、コア事業である通信インフラ構築関連の生産性・品質向上や徹底した効率化による収益力強化を図ってまいります。

成長事業拡大への取り組みとして、「新エネルギー」「ジオソリューション」「クラウド・セキュリティ」「グローバル」の各分野で積極的な営業活動を推進する中で、G空間ビジネス本格展開に向け「CEATEC JAPAN 2016」及び「IoT/M2M展秋」へメッシュネットワーク型の「EXBeacon」を出展しました。当社が持つ通信インフラ構築技術やソフトウェア開発技術など、様々な技術・サービスを融合させ、今後の成長が期待できる分野に積極的に取り組むことで、より強固な経営基盤の確立に努めました。

また、平成28年10月に開催された「第54回技能五輪全国大会」の情報ネットワーク施工職種において金メダルを獲得しました。今後も優秀な技術者の育成を図り、高い施工技術で社会に貢献してまいります。

加えて、当社グループは、ワーク・ライフ・バランスを推進していくにあたり、労使トップによる「働き方改革労使共同宣言」を発出し、総労働時間短縮や年次有給休暇取得推進をはじめ「働き方改革」に取り組んでまいります。また「働き方改革」の一環として、ダイバーシティ推進をより効率的・体系的に進めるために、人事部内に専任のダイバーシティ推進担当を配置しました。今後とも社員一人ひとりがいきいきと働ける職場環境を目指してまいります。

当連結会計年度におけるセグメント別の概況は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	受 注 高 (%)	完成工事高 (%)	次期繰越高 (%)
エンジニアリングソリューション	283,850 (109.0)	259,047 (103.8)	136,722 (122.2)
通 信 キ ャ リ ア	211,076 (112.2)	191,682 (104.3)	76,606 (133.9)
都 市 イ ン フ ラ	72,774 (100.6)	67,365 (102.5)	60,115 (109.9)
システムソリューション	40,251 (100.8)	39,778 (105.1)	6,867 (106.2)
合 計	324,102 (107.9)	298,825 (104.0)	143,589 (121.3)

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
 2. () 内数値は、前期比であります。
 3. 当連結会計年度より、中期経営計画における事業区分の見直しから、セグメント区分を変更しており、前期比は前期の数値を当期と同一のセグメントに組み替えて算出しております。

① エンジニアリングソリューション

受注高につきましては、通信キャリア関連工事の受注が順調に推移していることから、前期と比べ増加しました。完成工事高につきましては、前年度からの豊富な繰越工事の完成及び順調な受注を背景に前期と比べ増加しました。

② システムソリューション

受注高につきましては、ネットワークインテグレーション（NI）事業が牽引したことにより前期と比べ増加しました。完成工事高につきましては、前年度からの豊富な繰越工事の完成等により前期と比べ増加しました。

これらの取り組みの結果、当連結会計年度の経営成績につきましては、受注高は3,241億2百万円（前期比107.9%）、完成工事高は2,988億2千5百万円（前期比104.0%）となりました。損益面につきましては、営業利益は208億7千3百万円（前期比113.4%）、経常利益は214億9百万円（前期比115.7%）、親会社株主に帰属する当期純利益は137億8千9百万円（前期比113.2%）となりました。

(2) 対処すべき課題

情報通信分野におきましては、移動通信関連工事は、トラフィック増加に対応するサービス品質向上に向けたネットワークの構築・整備等が当面は引き続き堅調に推移するものの、中長期的に通信キャリアの設備投資は抑制傾向にあり、当社を取り巻く環境は不透明な状況が続くものと想定されます。

一方、公共・民間分野におきましては、国土強靱化や地方創生を契機とした自治体等のICT投資や、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピック等による首都圏再開発案件での電気設備工事、無電柱化工事の拡大、老朽化した社会インフラの更改等、インフラ投資が引き続き見込まれるとともに、セキュリティ強化やクラウドサービスへの移行など、IoT時代に迅速に対応するためのシステム投資も着実に広がるものと想定されます。

このような事業環境下において、当連結会計年度は中期経営計画（2016年度～2020年度）の初年度として、「グループ総力を結集し、トータルソリューションで新たな成長ステージへ」のビジョンのもと、グループ一体で既存技術とサービスの融合によるエンジニアリング周辺事業などの拡大により、事業ポートフォリオの再構築を進め、システムソリューション事業を第2の柱へ育成するとともに、コア事業である通信インフラ構築関連の生産性・品質向上や徹底した効率化による収益力強化を図ってまいりました。

翌連結会計年度につきましても、引き続き事業環境の変化に柔軟に対応するとともに、長年培った高い技術力をベースに当社の強みである「トータルプロセス」「トータルソリューション」「全国施工体制」を活かし、成長分野である「新エネルギー」「ジオソリューション」「クラウド・セキュリティ」「グローバル」のソリューション事業拡大に取り組み、より強固な経営基盤の確立に努めてまいります。

第64期（平成30年3月期）の連結業績につきましては、受注高は3,300億円（前期比101.8%）、完成工事高は3,200億円（前期比107.1%）、営業利益は230億円（前期比110.2%）、経常利益は236億円（前期比110.2%）、親会社株主に帰属する当期純利益は157億円（前期比113.9%）を見込んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は71億3千9百万円で、その主なものは技術センタ用地・建物の取得、事業用ソフトウェアの構築、売電事業に係る太陽光発電システム建設等によるものであります。

(4) 資金調達の状況

今後の設備投資等に対応するため、平成29年2月24日を払込期日とする第3回無担保社債（社債間限定同順位特約付）100億円を発行いたしました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第60期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第61期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第62期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	第63期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)
受 注 高 (百万円)	304,201	301,446	300,438	324,102
完 成 工 事 高 (百万円)	318,513	300,912	287,437	298,825
経 常 利 益 (百万円)	20,602	18,589	18,512	21,409
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	14,910	12,264	12,184	13,789
1株当たり当期純利益 (円)	147.75	123.83	125.90	145.24
総 資 産 (百万円)	217,091	228,422	238,301	243,438
純 資 産 (百万円)	135,687	146,768	151,241	158,280

(注) 1. 記載金額は、1株当たり当期純利益を除き、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 エ ク シ オ テ ッ ク	百万円 450	% 100.0	通信キャリア 都市インフラ システムソリューション
大 和 電 設 工 業 株 式 会 社	450	100.0	通信キャリア 都市インフラ システムソリューション
アイコムシステック株式会社	725	100.0	システムソリューション

- (注) 1. 資本金は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社を含む28社であります。

(7) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

区 分	事 業 内 容
通 信 キャリア	- NTTグループ向け各種通信インフラ設備の構築・保守 - NCC向け各種通信インフラ設備の構築・保守
エンジニアリング ソリューション 都 市 インフラ	- 自治体、官公庁、CATV会社、鉄道会社、民間企業向けの各種通信インフラ設備の構築・保守 - オフィスビル、マンション、データセンタ、メガソーラー等の電気・空調工事 - 無電柱化・上下水道整備等の都市土木工事 - 水処理・廃棄物処理プラント、バイオマスボイラ等の建設・運転維持管理
システムソリューション	- 通信キャリアや金融業、製造業をはじめとする各種企業向けのシステム構築等、システムインテグレーションの提供 - 企業向けサーバ・LAN等の設計・構築・運用やインターネット環境整備等、ネットワークインテグレーションの提供

(8) 主要な事業所 (平成29年3月31日現在)

当 社	本 社	: 東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号	
	西日本本社	: 大阪府大阪市西区京町堀三丁目6番13号	
	支 店	北海道支店 (札幌市)	東北支店 (仙台市)
		南関東支店 (横浜市)	甲信支店 (甲府市)
		東海支店 (名古屋市)	関西支店 (大阪市)
		四国支店 (高松市)	中国支店 (広島市)
九州支店 (福岡市)		他6支店	
営 業 所	: 新潟営業所 (新潟市) 他15営業所		
子会社	株式会社エクシオテック (本社)	: 東京都大田区平和島四丁目1番23号	
	大和電設工業株式会社 (本社)	: 宮城県仙台市青葉区大町二丁目5番1号	
	アイコムシステック株式会社 (本社)	: 東京都港区芝浦四丁目2番8号	

(9) 従業員の状態 (平成29年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
当社グループの状況	8,074 名	増171 名
当 社 の 状 況	3,734 名	増102 名

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 117,812,419株（うち自己株式 22,353,206株）
- (3) 株主数 9,952名（前期末比 962名減）
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,085	6.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,838	6.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・住友電気工業株式会社退職給付信託口）	5,766	6.04
協 和 エ ク シ オ 従 業 員 持 株 会	4,043	4.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2,621	2.75
住 友 不 動 産 株 式 会 社	2,081	2.18
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	2,000	2.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社・三井住友信託退給口	1,834	1.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,613	1.69
N O R T H E R N T R U S T C O . (A V F C) R E N V I O 1	1,506	1.58

(注) 当社は、自己株式を22,353千株保有しておりますが、上記の表には含めておりません。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

区分	発行決議日	発行時の 割当対象者	新株予約権 の行使時の 払込金額	新株予約権の 行使期間	平成29年3月31日現在	
					保有状況 及び 新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 株式の種類と数
第1回 株式報酬型 新株予約権	平成21年 6月23日	当社取締役 及び 当社執行役員 26名	1円	平成21年7月10日 ～ 平成41年7月9日	当社取締役 2名 93個	当社普通株式 9,300株
第2回 株式報酬型 新株予約権	平成22年 6月23日	当社取締役 及び 当社執行役員 29名	1円	平成22年7月12日 ～ 平成42年7月11日	当社取締役 3名 123個	当社普通株式 12,300株
第3回 株式報酬型 新株予約権	平成23年 6月24日	当社取締役 及び 当社執行役員 28名	1円	平成23年7月12日 ～ 平成43年7月11日	当社取締役 3名 145個	当社普通株式 14,500株
第4回 株式報酬型 新株予約権	平成24年 6月22日	当社取締役 及び 当社執行役員 28名	1円	平成24年7月10日 ～ 平成44年7月9日	当社取締役 4名 205個 当社執行役員 4名 56個	当社普通株式 20,500株 当社普通株式 5,600株
第5回 株式報酬型 新株予約権	平成25年 6月21日	当社取締役 及び 当社執行役員 28名	1円	平成25年7月9日 ～ 平成45年7月8日	当社取締役 5名 196個 当社執行役員 9名 90個	当社普通株式 19,600株 当社普通株式 9,000株
第6回 株式報酬型 新株予約権	平成26年 6月24日	当社取締役、 当社執行役員、 子会社取締役 及び 子会社執行役員 55名	1円	平成26年7月12日 ～ 平成46年7月11日	当社取締役 8名 175個 当社執行役員 12名 91個 子会社取締役等 16名 84個	当社普通株式 17,500株 当社普通株式 9,100株 当社普通株式 8,400株
第7回 株式報酬型 新株予約権	平成27年 6月23日	当社取締役、 当社執行役員、 子会社取締役 及び 子会社執行役員 51名	1円	平成27年7月13日 ～ 平成47年7月12日	当社取締役 8名 187個 当社執行役員 18名 154個 子会社取締役等 19名 100個	当社普通株式 18,700株 当社普通株式 15,400株 当社普通株式 10,000株
第8回 株式報酬型 新株予約権 ※	平成28年 6月24日	当社取締役、 当社執行役員、 子会社取締役 及び 子会社執行役員 49名	1円	平成28年7月12日 ～ 平成48年7月11日	当社取締役 8名 212個 当社執行役員 21名 217個 子会社取締役等 20名 109個	当社普通株式 21,200株 当社普通株式 21,700株 当社普通株式 10,900株

区分	発行決議日	発 行 対 象	時 当 者	新株予約権 の行使時の 払込金額	新株予約権の 行使期間	平成29年3月31日現在	
						保 有 状 況 及 新 株 予 約 権 の 数	新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数
第6回 新株予約権	平成25年 6月21日	当社取締役、 当社執行役員、 当社従業員 及び 子会社取締役 81名		1,134円	平成27年7月1日 ～ 平成31年6月28日	当社取締役 2名 80個	当社普通株式 8,000株
						当社監査役 1名 12個	当社普通株式 1,200株
						当社執行役員及び従業員等 5名 250個	当社普通株式 25,000株
						子会社取締役等 9名 314個	当社普通株式 31,400株
第7回 新株予約権	平成27年 6月23日	当社取締役、 当社執行役員、 当社従業員 及び 子会社取締役 70名		1,543円	平成29年7月3日 ～ 平成33年6月30日	当社取締役 8名 540個	当社普通株式 54,000株
						当社監査役 1名 50個	当社普通株式 5,000株
						当社執行役員及び従業員等 36名 1,195個	当社普通株式 119,500株
						子会社取締役等 24名 630個	当社普通株式 63,000株
第8回 新株予約権 ※	平成28年 6月24日	当社取締役、 当社執行役員、 当社従業員 及び 子会社取締役 70名		1,342円	平成30年7月2日 ～ 平成34年6月30日	当社取締役 8名 560個	当社普通株式 56,000株
						当社執行役員及び従業員 38名 1,265個	当社普通株式 126,500株
						子会社取締役 24名 630個	当社普通株式 63,000株

- (注) 1. 上記※印は、当事業年度中に交付した新株予約権です。なお、交付対象者数の内訳は、第8回株式報酬型新株予約権は、当社取締役8名、当社執行役員21名、子会社取締役等20名であり、第8回新株予約権は当社取締役8名、当社執行役員21名、当社従業員17名、子会社取締役24名であります。
2. 当社従業員には、当社子会社の取締役を兼ねている者を含んでおります。
3. 平成29年3月31日現在における当社監査役保有分は、新株予約権発行時に当該監査役が当社執行役員の地位にあったときに付与されたものです。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
石川 國雄	代表取締役会長	東京エレクトロンデバイス株式会社 取締役 一般社団法人情報通信エンジニアリング協会会長
小園 文典	代表取締役社長	
酒井 隆司	取締役専務執行役員 経営企画部長	
太田 勉	取締役専務執行役員 キャリアビジネス事業本部長	
松坂 吉章	取締役常務執行役員 グループ事業推進部長	
戸谷 典嗣	取締役常務執行役員 西日本本社代表 兼 関西支店長	
大坪 康郎	取締役常務執行役員 ICTソリューション事業本部長 兼 同事業本部ソリューション推進本部長	
黒澤 友博※	取締役常務執行役員 ドコモ事業本部長	
作山 裕樹	取締役	株式会社エクシオテック 代表取締役社長
北井 久美子	取締役	勝どき法律事務所弁護士 東京都公安委員会委員 宝ホールディングス株式会社監査役 三井住友建設株式会社取締役
金澤 一輝	取締役	学校法人中部大学 客員教授
渡邊 晴彦	常勤監査役	株式会社エクシオテック 監査役
滝澤 芳春※	常勤監査役	
目黒 高三	監査役	目黒会計事務所公認会計士
山田 晴彦※	監査役	

- (注) 1. 当社の役員は平成29年3月31日現在、取締役11名、監査役4名の計15名であり、そのうち14名が男性、1名が女性で構成されております。
2. 上記※印の取締役及び監査役は、平成28年6月24日開催の第62回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
3. 取締役北井久美子、同金澤一輝は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役目黒高三、同山田晴彦は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 取締役渡邊隆之は、平成28年6月24日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
6. 監査役目黒高三は、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な経験と専門知識を有するものであります。
7. 監査役山田晴彦は、通信業界において経理担当役員等を歴任するなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 取締役北井久美子、同金澤一輝、監査役目黒高三は、株式会社東京証券取引所及び当社の定めに基づく独立役員であります。
9. 当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は以下のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
太田 勉	取締役常務執行役員 キャリアビジネス事業本部長	取締役専務執行役員 キャリアビジネス事業本部長	平成28年 6月24日
松坂 吉章	取締役常務執行役員 東北支店長	取締役常務執行役員 グループ事業推進部長	平成28年 6月24日
大坪 康郎	取締役常務執行役員 ICTソリューション事業本部長	取締役常務執行役員 ICTソリューション事業本部長 兼 同事業本部ソリューション推進本部長	平成28年 7月1日
黒澤 友博	取締役常務執行役員 ドコモ事業本部長 兼 同事業本部モバイル営業本部長	取締役常務執行役員 ドコモ事業本部長	平成28年 7月1日

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (2名)	293百万円 (15百万円)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	53百万円 (12百万円)

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、平成28年6月24日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役1名及び任期満了により退任した監査役2名を含めております。
3. 上記には、無報酬の取締役1名を含めておりません。
4. 取締役に対する報酬等の限度額は、平成21年6月23日開催の第55回定時株主総会において、年額350百万円以内に加え、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権による報酬年額50百万円以内とご承認いただいております。また、平成25年6月21日開催の第59回定時株主総会において、上記各報酬額とは別枠で新株予約権による報酬年額20百万円以内とご承認いただいております。
5. 監査役に対する報酬等の限度額は、平成21年6月23日開催の第55回定時株主総会において、年額80百万円以内とご承認いただいております。
6. 上記報酬等の額にはストックオプションによる報酬額及び取締役賞与支給見込額を含めております。

② 報酬等の内容の決定に関する方針

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、企業価値の増大に寄与し、短期及び中長期の業績向上に対するインセンティブが有効に機能すること、また、情報通信ネットワーク構築のリーディングカンパニーとして、優秀な人材が確保できる水準であることを基本方針としております。その報酬総額は株主総会の決議により定められた報酬等上限枠の範囲内において決定しております。取締役の報酬は基本報酬・賞与・ストックオプションで構成され、その具体的内容は以下のとおりであります。基本報酬は、役位に応じた固定報酬とし、経営環境・世間水準を考慮して適正な水準で設定しております。賞与は、当事業年度の連結利益による業績連動を基本として、経営環境等を総合的に勘案して決定しております。ストックオプションは、企業価値向上への意欲を一層高めるため、中長期インセンティブとして役位に応じて付与しております。社外取締役及び監査役の報酬は、業務執行から独立した立場であることから、固定の基本報酬のみとしております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各監査役と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	地位	重要な兼職の状況
北井久美子	社外取締役	勝どき法律事務所弁護士 東京都公安委員会委員 宝ホールディングス株式会社監査役 三井住友建設株式会社取締役
金澤一輝	社外取締役	学校法人中部大学客員教授
目黒高三	社外監査役	目黒会計事務所公認会計士

(注) 当社と社外役員の兼職先との間に特別の利害関係はありません。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
北井久美子 (独立役員)	当事業年度開催の取締役会15回中14回に出席し、弁護士や中央省庁等の要職を歴任した豊富な経験と幅広い識見から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言及び提言を積極的に行っております。
金澤一輝 (独立役員)	当事業年度開催の取締役会15回中15回に出席し、他業種、他業界の役員として企業経営に携わった豊富な経験と幅広い識見から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言及び提言を積極的に行っております。
目黒高三 (独立役員)	当事業年度開催の取締役会15回中15回に、監査役会16回中16回に出席し、また各部門及び子会社の業務執行状況について聴取し、これらの場において公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な経験と専門知識を踏まえた発言を行っております。
山田晴彦	当社監査役就任後、当事業年度開催の取締役会11回中11回に、監査役会11回中11回に出席し、また各部門及び子会社の業務執行状況について聴取し、これらの場において企業経営に携わった経験とこれまで培った財務及び会計に関する専門知識を踏まえた発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

清陽監査法人

(注) 九段監査法人は平成28年7月1日付で清陽監査法人と合併し、名称を清陽監査法人に変更しております。

(2) 報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意をした理由

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 40百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

63百万円

③ 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外にコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会で解任したこととその理由を報告いたします。また、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社グループは、「技術力を培う 豊かさを求める 社会に貢献する」という企業理念を基本とし、その実現のため、当社グループ取締役及び使用人一人ひとりが誠実性と透明性をもった企業経営を実践してまいります。

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ▶法令及び社会規範・企業倫理の遵守を経営の最優先事項と位置づけ、それを確固たるものとする仕組みとしてコンプライアンス・プログラムを制定し、取締役は自ら当該プログラムを実践するとともに使用人に周知徹底を図る。使用人は同プログラムに従い誠実に業務を遂行する。
- ▶また、コンプライアンスに関するリスクの未然防止と早期解決を図るため内部通報制度を設置する。
- ▶社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ▶取締役の職務の執行に係る情報については、文書及び記録の管理に関する規程に則り、その保存及び管理を適正に実施する。
- ▶また、当該情報について、監査役からの閲覧請求があった場合、同規程に定める文書管理責任者は速やかに提出する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ▶リスク管理に係る規程に則り、代表取締役社長の下にリスク管理体制を整備し、その充実を図る。
- ▶リスク管理部門は、各部門によるリスクの抽出、評価、対応策の実施状況を把握するとともにリスク管理の推進を図る。
- ▶内部監査部門は独立した立場から監査を実施する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

- ▶代表取締役社長は取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な施策を策定し、取締役会の承認を得る。
- ▶また、代表取締役社長をはじめ、取締役は、全組織的な会議の場を活用し、円滑な業務執行のための情報交換や指示・支援を行う。
- ▶職務の執行に当たっては社内システムを活用し、事業計画の進捗状況の管理を行うとともに、取締役会が定期的にレビューを実施する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ▶当社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に則り、適切に報告する体制及び運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを整備し、グループ企業の財務報告の信頼性と適正性を確保する。
- ▶グループ企業の営業成績、財務状況その他経営上重要な情報については、当社が定める子会社運営規程等において、グループ企業に対し、当社への報告又は当社の承認を得ることを義務づける。
- ▶当社は、当社グループ全体のリスク管理に係る「リスク管理規程」を策定し、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ▶当社は、グループ企業の取締役の職務執行の効率性を確保するため、当社グループの中期経営計画を策定し、また、グループ事業を統括する部門を設置するとともに、グループ社長会議等により円滑な業務運営に努める。
- ▶当社は、グループコンプライアンス・マニュアルを作成し、グループ企業の全ての取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。
- ▶当社は、グループ企業の取締役、監査役及び使用人を対象とした、法令遵守等に関する研修を毎年実施し、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- ▶当社内部監査部門は、グループ企業各社の業務の有効性、適正性の監査を実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ▶監査役がその職務を補助すべき使用人を設置することを求めた場合は、業務執行から独立した専属の組織を設置する。

-
- ⑦ **前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ▶ 上記の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分は監査役会の承認を得ることとし、また、当該補助者は他部門を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならないこととする。
- ⑧ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ▶ 「監査役会報告規程」に則り、取締役及び使用人は、適時、適切に監査役会に報告する。
- ⑨ **子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制**
- ▶ グループ企業の取締役、監査役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ▶ 当社リスク管理部門は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおけるコンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- ⑩ **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**
- ▶ 当社は、当社監査役へ報告を行った当社グループの取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- ⑪ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- ▶ 監査役がその職務の執行について必要と認められる費用又は債務の処理を当社に対し請求したときは、当社は速やかに当該費用を支払い、又は債務を処理する。
- ⑫ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ▶ 当社は、監査役に対して、取締役及び使用人からヒアリングを実施する機会を保障するとともに、監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記方針に基づいて、当該体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取り組みは次のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

- ▶当社グループで共有する「エクシオグループコンプライアンス・マニュアル」に基づき、研修・効果測定・アンケートの実施及び「コンプライアンス携帯カード」の配付等を継続的に実施し、コンプライアンス意識の向上に努めております。
- ▶内部通報制度については、内部通報者の不利益な取り扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを定め、当社グループを対象とする「サポートデスク」と「弁護士ホットライン」を設置しており、コンプライアンスに関するリスクの未然防止と早期解決に努めております。また、通報内容については、適切な対応を図り、コンプライアンス委員会等に報告しております。

② リスク管理に関する取り組み

- ▶当社グループのリスク管理に関して定めた「リスク管理規程」に基づき、リスク管理部門と内部監査部門を指定するとともに、各リスク管理部門の所掌するリスクを特定し、リスクマネジメント体制の強化に努めております。また、内部監査部門は、業務遂行の適法性・妥当性を確保するために、内部監査計画に基づき監査を実施し、その結果について、経営者へ報告するとともに、四半期毎に内部統制に関わる各専門委員会へ報告し、同委員会において、リスク管理に関する評価、対応策の検討を行っております。

③ 取締役の職務執行に関する取り組み

- ▶事業計画等の重要事項の決定については、効率的な意思決定等のため、役付執行役員等で構成される経営会議の事前審議を経て、取締役会に当該事項を付議・承認する手続を実施しております。
- ▶全社的な業績概況及び業務執行状況等の情報共有化や経営決定事項の指示・伝達を図る場として、業務執行会議を月次開催しております。

④ **グループ企業管理に関する取り組み**

- ▶グループ企業は、当社に対して事前の承認、協議及び報告を要する事項を定めた「一般子会社運営規程」「主要子会社運営規程」等に基づき、必要な事項の報告等を実施しております。
- ▶グループ企業の事業計画について、当社グループ事業統括部門にて進捗管理を実施するとともに、定期的に「グループ社長会議」「グループ総務部長会議」を開催し、グループ共通施策に関する情報交換等を実施しております。

⑤ **監査役監査に関する取り組み**

- ▶監査役は、取締役会・経営会議等、社内の重要な会議に開催の都度出席するとともに、各部門の責任者へのヒアリングを定期的実施しております。また、代表取締役や監査法人とは、定期的に業務執行状況及び監査状況等について、意見交換を実施しております。
- ▶「監査役会報告規程」に基づき、当社及びグループ企業の経営に重大な影響を及ぼす事項については、当該組織の長から、適時、監査役へ報告されております。また、内部監査の実施結果、コンプライアンス委員会の審議内容及びグループ企業監査役の監査結果等の当社グループのコンプライアンス及びリスク管理の現状についても、定期的な報告が実施されております。

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	142,395	流 動 負 債	61,283
現 金 預 金	15,431	支払手形・工事未払金	36,606
受取手形・完成工事未収入金	96,080	短 期 借 入 金	826
有 価 証 券	63	未 払 法 人 税 等	4,142
未成工事支出金等	24,159	未 成 工 事 受 入 金	3,457
繰延税金資産	3,733	賞 与 引 当 金	1,242
そ の 他	2,927	役 員 賞 与 引 当 金	129
貸 倒 引 当 金	△0	完 成 工 事 補 償 引 当 金	57
		工 事 損 失 引 当 金	507
		そ の 他	14,314
固 定 資 産	101,042	固 定 負 債	23,874
有形固定資産	62,002	社 債	10,000
建 物 ・ 構 築 物	20,074	長 期 借 入 金	1,390
機 械 ・ 運 搬 具 工 具 器 具 備 品	4,710	繰 延 税 金 負 債	5,244
土 地	36,197	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	257
そ の 他	1,021	投 資 損 失 引 当 金	206
		退 職 給 付 に 係 る 負 債	4,925
		そ の 他	1,851
無形固定資産	4,414	負 債 合 計	85,158
の れ ん	1,053	(純資産の部)	
そ の 他	3,360	株 主 資 本	147,333
		資 本 金	6,888
投資その他の資産	34,626	資 本 剰 余 金	7,978
投 資 有 価 証 券	17,093	利 益 剰 余 金	156,477
退 職 給 付 に 係 る 資 産	14,520	自 己 株 式	△24,011
そ の 他	4,228	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	10,470
貸 倒 引 当 金	△1,216	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,566
		為 替 換 算 調 整 勘 定	15
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	6,888
		新 株 予 約 権	288
		非 支 配 株 主 持 分	187
資 産 合 計	243,438	純 資 産 合 計	158,280
		負 債 純 資 産 合 計	243,438

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
完 成 工 事 高 価	298,825
完 成 工 事 原 価	260,344
完 成 工 事 総 利 益	38,480
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	17,607
営 業 利 益	20,873
営 業 外 収 益	1,936
受 取 利 息	4
受 取 配 当 金	315
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	111
受 取 地 代 家 賃	572
固 定 資 産 売 却 益	437
投 資 有 価 証 券 交 換 益	203
そ の 他	290
営 業 外 費 用	1,400
支 払 利 息	49
賃 貸 費 用	185
固 定 資 産 売 却 損	516
為 替 差 損	143
そ の 他	504
経 常 利 益	21,409
特 別 利 益	1,471
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,262
退 職 給 付 制 度 終 了 益	209
特 別 損 失	2,159
減 損 損 失	2,159
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	20,721
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	7,719
法 人 税 等 調 整 額	△737
当 期 純 利 益	13,739
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	△50
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	13,789

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,888	7,939	147,004	△21,910	139,922
会計方針の変更による 累積的影響額			22		22
会計方針の変更を反映し た 当 期 首 残 高	6,888	7,939	147,027	△21,910	139,945
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△4,338		△4,338
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			13,789		13,789
自己株式の取得				△3,002	△3,002
自己株式の処分		38		167	206
信託による自社の 株 式 譲 渡				733	733
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	38	9,450	△2,101	7,388
当 期 末 残 高	6,888	7,978	156,477	△24,011	147,333

	その他の包括利益累計額				新 予 約 株 権	非支配株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	4,121	28	6,671	10,821	241	255	151,241
会計方針の変更による 累積的影響額							22
会計方針の変更を反映し た 当 期 首 残 高	4,121	28	6,671	10,821	241	255	151,263
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△4,338
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							13,789
自己株式の取得							△3,002
自己株式の処分							206
信託による自社の 株 式 譲 渡							733
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△554	△12	216	△350	47	△68	△371
当 期 変 動 額 合 計	△554	△12	216	△350	47	△68	7,016
当 期 末 残 高	3,566	15	6,888	10,470	288	187	158,280

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	113,459	流動負債	77,968
現金預金	12,452	工事未払金	40,413
受取手形	1,374	繰上債	95
完成工事未収入金	75,397	未払費用	1,000
有価証券	63	未払法人税等	6,117
未成工事支出金	14,571	未成工事受入金	2,032
短期貸付金	3,722	完成工事補償引当金	2,806
繰延税金資産	1,956	完成工事損失引当金	23,371
その他	3,922	繰上債	21
		繰上債	356
固定資産	92,505	繰上債	1,751
有形固定資産	50,779	固定負債	13,868
建物・構築物	16,904	社債	10,000
機械・運搬具	3,421	長期借入金	1,235
器具・備品	550	繰上債	141
土地	29,263	繰延税金負債	1,425
リース資産	205	投資損失引当金	192
建設仮勘定	432	資産除去債務	439
		繰上債	434
無形固定資産	3,207	負債合計	91,836
ソフトウェア	2,704	(純資産の部)	
その他	502	株主資本	110,915
投資その他の資産	38,519	資本金	6,888
投資有価証券	13,469	資本剰余金	8,471
関係会社株式	19,987	資本準備金	5,761
破産更生債権等	55	その他資本剰余金	2,710
長期前払費用	118	利益剰余金	119,566
前払年金費用	4,095	利益準備金	1,547
その他	1,831	その他利益剰余金	118,019
貸倒引当金	△1,038	固定資産圧縮積立金	2,363
		別途積立金	74,600
		繰越利益剰余金	41,055
		自己株式	△24,011
		評価・換算差額等	2,924
		その他有価証券評価差額金	2,924
		新株予約権	288
資産合計	205,965	純資産合計	114,129
		負債純資産合計	205,965

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
完 成 工 事 高 価	243,546
完 成 工 事 原 価	220,326
完 成 工 事 総 利 益	23,220
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	12,010
営 業 利 益	11,210
営 業 外 収 益	1,749
受 取 利 息 及 び 配 当 金	297
受 取 地 代 家 賃	783
固 定 資 産 売 却 益	402
そ の 他	266
営 業 外 費 用	734
支 払 利 息	36
賃 貸 費 用	260
為 替 差 損	150
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	96
そ の 他	190
経 常 利 益	12,225
特 別 利 益	10,750
関 係 会 社 特 別 配 当 金	9,488
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,262
特 別 損 失	2,148
減 損 損 失	2,148
税 引 前 当 期 純 利 益	20,827
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,065
法 人 税 等 調 整 額	△358
当 期 純 利 益	17,120

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金					
		資 準 備	本 金	そ の 他 剰 余 金	資 剰 余 金 計	利 準 備	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 剰 余 金 計
								固 定 資 産 積 立	資 産 縮 小 金	別 途 繰 越 剰 余 金	
当 期 首 残 高	6,888	5,761	2,672	8,433	1,547	2,151	74,600	28,475	106,774		
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額								10	10		
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	6,888	5,761	2,672	8,433	1,547	2,151	74,600	28,485	106,784		
固定資産圧縮積立金の積立						212		△212	－		
固定資産圧縮積立金の取崩						△1		1	－		
剰余金の配当								△4,338	△4,338		
当期純利益								17,120	17,120		
自己株式の取得											
自己株式の処分			38	38							
信託による自社の 株 式 譲 渡											
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当 期 変 動 額 合 計	－	－	38	38	－	211	－	12,569	12,781		
当 期 末 残 高	6,888	5,761	2,710	8,471	1,547	2,363	74,600	41,055	119,566		

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 予 約	株 権 純 合 計	資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 限 公 司 株 主 持 有 株 券 評 価 差 額	他 社 債 券 評 価 差 額	換 算 差 額 等 計			
当 期 首 残 高	△21,910	100,186		3,530	3,530	241	103,958	
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		10					10	
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	△21,910	100,196		3,530	3,530	241	103,968	
固定資産圧縮積立金の積立		－					－	
固定資産圧縮積立金の取崩		－					－	
剰余金の配当		△4,338					△4,338	
当期純利益		17,120					17,120	
自己株式の取得	△3,002	△3,002					△3,002	
自己株式の処分	167	206					206	
信託による自社の 株 式 譲 渡	733	733					733	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				△606	△606	47	△558	
当 期 変 動 額 合 計	△2,101	10,719		△606	△606	47	10,160	
当 期 末 残 高	△24,011	110,915		2,924	2,924	288	114,129	

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社協和エクスオ
取締役会 御中

清陽監査法人

指 定 社 員	公認会計士	浅井万富	Ⓔ
業 務 執 行 社 員	公認会計士	光成卓郎	Ⓔ
指 定 社 員	公認会計士	石尾 仁	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社協和エクスオの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社協和エクスオ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社協和エクシオ
取締役会 御中

清陽監査法人

指 定 社 員	公認会計士	浅井万富	Ⓔ
業 務 執 行 社 員	公認会計士	光成卓郎	Ⓔ
指 定 社 員	公認会計士	石尾 仁	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社協和エクシオの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

株式会社協和エクシオ 監査役会

常勤監査役 渡邊 晴彦 ㊟

常勤監査役 滝澤 芳春 ㊟

社外監査役 目黒 高三 ㊟

社外監査役 山田 晴彦 ㊟

以 上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけており、剰余金の配当については、自己資本配当率（DOE）3%を目途として、安定した配当を継続的に実施することを基本方針としております。

上記の方針に基づき、期末配当につきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1

配当財産の種類

金 銭

2

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき23円

総 額 2,195,561,899円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき46円となります。

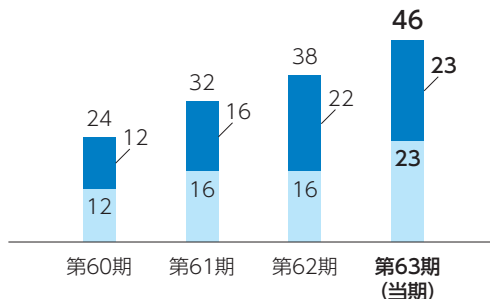
3

剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月26日(月曜日)

<ご参考> 1株当たり年間配当額の推移

■ 中間配当 ■ 期末配当 (単位：円)



第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（11名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。経営体制の効率化のため、取締役を1名減員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。



再任

平成28年度における
取締役会への出席状況
15/15回（100%）

当社取締役在任期間
5年（本総会終結時）

候補者
番号 1 こ ぞ の 小園 ふ み の り 文典（昭和27年11月21日生）

所有する当社株式の数
29,500株

略歴、地位及び担当

平成21年7月 東日本電信電話株式会社
代表取締役副社長ビジネス&オフィス事業推進本部長
平成24年6月 当社代表取締役副社長
ビジネスソリューション事業本部長
平成25年6月 代表取締役社長（現在）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

豊富な経験と幅広い識見により、代表取締役として当社グループの経営を指揮し、ソリューションビジネスの創出・拡大、構造改革・業務改善による生産性向上を始めとする様々な経営改革に取り組むなど強いリーダーシップで当社グループ全体を牽引しており、持続的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者となりました。



再任

平成28年度における
取締役会への出席状況
15/15回 (100%)

当社取締役在任期間
3年 (本総会終結時)

候補者
番号 2 ^{おおた つとむ} 太田 勉

(昭和28年8月26日生)

所有する当社株式の数
15,600株

略歴、地位及び担当

昭和51年 4月 当社入社
平成22年 6月 執行役員東海支店長
平成23年 6月 執行役員調達部長
平成24年 6月 常務執行役員調達部長
平成26年 6月 取締役常務執行役員キャリアビジネス事業本部長
平成28年 6月 取締役専務執行役員キャリアビジネス事業本部長 (現在)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

東海支店長、調達部長、キャリアビジネス事業本部長を歴任し、通信分野及び経営全般の豊富な経験及び幅広い識見を有しており、持続的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といいたしました。



再任

平成28年度における
取締役会への出席状況
15/15回 (100%)

当社取締役在任期間
6年 (本総会終結時)

候補者
番号 3 ^{まつざか よしあき} 松坂 吉章

(昭和30年1月25日生)

所有する当社株式の数
11,400株

略歴、地位及び担当

平成21年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー
常務取締役ネットワークサービス事業本部長
平成22年 6月 大和電設工業株式会社
取締役専務執行役員エンジニアリング本部長
平成23年 6月 同社代表取締役社長
平成23年 6月 当社取締役
平成25年 6月 取締役常務執行役員東北支店長
平成28年 6月 取締役常務執行役員グループ事業推進部長 (現在)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

通信業界における豊富な経験及び経営全般の幅広い識見により、当社の主要子会社の社長、東北支店長、グループ事業推進部長を歴任しており、持続的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といいたしました。



候補者番号 **4** と た に の り つ ぐ
戸谷 典嗣 (昭和30年4月15日生)

所有する当社株式の数
7,100株

略歴、地位及び担当

平成20年 6月 西日本電信電話株式会社取締役大阪支店長
平成23年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト代表取締役社長
平成25年 6月 当社取締役常務執行役員通信ビジネス事業本部長
平成27年 6月 取締役常務執行役員西日本本社代表 兼 関西支店長 (現在)

再任

平成28年度における
取締役会への出席状況
15/15回 (100%)

当社取締役在任期間
4年 (本総会終結時)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

通信業界における豊富な経験及び経営全般の幅広い識見により、通信ビジネス事業本部長、西日本本社代表を歴任しており、持続的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としていたしました。



候補者番号 **5** お お つ ば や す お
大坪 康郎 (昭和34年2月9日生)

所有する当社株式の数
4,900株

略歴、地位及び担当

平成21年 7月 東日本電信電話株式会社
ネットワーク事業推進本部研究開発センタ所長
平成24年 6月 同社取締役ITイノベーション部長
平成26年 6月 当社常務執行役員NTT事業本部長
兼 同事業本部ネットワークエンジニアリング本部長
平成27年 6月 取締役常務執行役員ICTソリューション事業本部長
平成28年 7月 取締役常務執行役員ICTソリューション事業本部長
兼 同事業本部ソリューション推進本部長 (現在)

再任

平成28年度における
取締役会への出席状況
15/15回 (100%)

当社取締役在任期間
2年 (本総会終結時)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

通信業界における豊富な経験を有し、ICTソリューション事業本部長として革新的なソリューションビジネスの創出や拡大を推進しており、持続的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としていたしました。



再任

平成28年度における
取締役会への出席状況
11/11回 (100%)

当社取締役在任期間
1年 (本総会終結時)

(注) 平成28年6月24日開催の第62回定時株主総会において取締役役に選任されており、取締役会の出席状況については、就任以降の取締役会への出席状況を記載しております。

候補者番号 **6** くろさわともひろ **黒澤 友博** (昭和32年7月23日生)

所有する当社株式の数
3,100株

略歴、地位及び担当

平成21年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ執行役員サービス品質部長
平成23年 6月 同社執行役員北海道支社長
平成26年 6月 当社執行役員ドコモ事業本部モバイル営業本部長
平成27年 6月 常務執行役員ドコモ事業本部長
兼 同事業本部モバイル営業本部長
平成28年 6月 取締役常務執行役員ドコモ事業本部長
兼 同事業本部モバイル営業本部長
平成28年 7月 取締役常務執行役員ドコモ事業本部長 (現在)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

通信業界における豊富な経験を有し、ドコモ事業本部長として強いリーダーシップをもってモバイル事業の拡大を推進しており、持続的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。



新任

平成28年度における
取締役会への出席状況
-

当社取締役在任期間
-

候補者番号 **7** こうやまゆういち **光山 由一** (昭和34年10月6日生)

所有する当社株式の数
900株

略歴、地位及び担当

平成23年 6月 東日本電信電話株式会社埼玉支店長
平成25年 6月 同社ビジネス&オフィス事業推進本部オフィス営業部長
平成26年 6月 同社取締役ビジネス&オフィス営業推進本部副本部長
兼 同事業本部オフィス営業部長
平成28年 6月 当社常務執行役員通信ビジネス事業本部長 (現在)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

通信分野及び経営管理に関する豊富な経験と知識を有し、通信ビジネス事業本部長として公共通信インフラ分野等において事業拡大を推進しており、持続的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、新たに取締役候補者といたしました。



再任

平成28年度における
取締役会への出席状況
15/15回 (100%)

当社取締役在任期間
4年 (本総会終結時)

候補者
番号 8

さく やま ゆう き
山 裕樹

(昭和33年3月19日生)

所有する当社株式の数
4,200株

略歴、地位及び担当

平成22年 6月 日本電信電話株式会社
情報流通基盤総合研究所アクセスサービスシステム研究所長
平成24年 7月 池野通建株式会社取締役副社長
平成24年12月 同社代表取締役社長
平成25年 6月 当社取締役 (現在)
平成27年 7月 株式会社エクシオテック代表取締役社長 (現在)

重要な兼職の状況

株式会社エクシオテック代表取締役社長

取締役候補者とした理由

通信業界における豊富な経験及び経営全般の幅広い識見により、当社の主要子会社において高いリーダーシップを発揮しており、持続的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としたしました。



再任 社外役員 独立役員

平成28年度における
取締役会への出席状況
14/15回 (93%)

当社社外取締役在任期間
3年 (本総会終結時)

候補者番号 **9** き たい く み こ 北井 久美子 (昭和27年10月29日生)

所有する当社株式の数
0株

略歴、地位及び担当

昭和51年 4月 労働省入省
平成 8年 4月 同省婦人局婦人政策課長
平成11年 7月 静岡県副知事
平成15年 8月 厚生労働省大臣官房審議官
(雇用均等・児童家庭担当)
平成17年 8月 同省雇用均等・児童家庭局長
平成18年 9月 中央労働委員会事務局長
平成19年 8月 中央労働災害防止協会専務理事
平成23年 6月 宝ホールディングス株式会社監査役 (現在)
平成24年 4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会)
平成24年 4月 TMI総合法律事務所顧問弁護士
平成24年10月 東京都公安委員会委員 (現在)
平成26年 6月 当社取締役 (現在)
平成26年 6月 三井住友建設株式会社取締役 (現在)
平成26年 7月 勝どき法律事務所弁護士 (現在)

重要な兼職の状況

勝どき法律事務所弁護士
東京都公安委員会委員
宝ホールディングス株式会社監査役
三井住友建設株式会社取締役

社外取締役候補者とした理由

弁護士としての専門知識のほか、中央省庁等の要職を歴任した幅広い識見を有し、これまで社外取締役として当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行ってきた実績から、今後も取締役会の監督機能の強化と透明性の確保への貢献を期待できると判断し、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、引き続き社外取締役候補者としていたしました。



再任 社外役員 独立役員

平成28年度における
取締役会への出席状況
15/15回 (100%)

当社社外取締役在任期間
2年 (本総会最終時)

候補者
番号 10 かなざわ 金澤 かずてる 一輝 (昭和19年10月10日生)

所有する当社株式の数
3,100株

略歴、地位及び担当

平成13年 6月 川崎製鉄株式会社常務取締役
平成15年 4月 JFEエンジニアリング株式会社専務取締役鶴見事業所長
平成15年 9月 JFEホールディングス株式会社専務執行役員
平成18年 6月 JFE商事ホールディングス株式会社常勤監査役
平成21年 4月 学校法人中部大学工学部客員教授
平成22年 6月 当社監査役
平成27年 6月 当社取締役 (現在)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

社外取締役候補者とした理由

JFEホールディングス株式会社等の役員として企業経営等の豊富な経験と幅広い識見を有し、これまで社外取締役として当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行ってきた実績から、今後も取締役会の監督機能の強化と透明性の確保への貢献を期待できると判断したため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 北井久美子氏が社外取締役を務めている三井住友建設株式会社は、平成28年1月に国土交通省より、基礎杭工事に関連した建設業法違反を理由に、関係法令遵守のための研修実施等を内容とする指示処分及び1箇月間の指名停止措置を受けました。同氏は、当該処分・措置の対象となった事実について、事前に認識しておりませんでした。日頃から取締役会等の場において、法令遵守体制の強化について提言・意見表明を行ってまいりました。当該事実判明後は、取締役会その他の重要な会議における審議を通じて、法令遵守の徹底、適切な再発防止策の策定等、内部統制システムの強化への取り組みを推進すべく、積極的に提言・意見表明を行うなどしてその職責を全うしております。
3. 北井久美子、金澤一輝の両氏は、社外取締役候補者であります。また、北井久美子、金澤一輝の両氏は、株式会社東京証券取引所及び当社の定めに基づく独立役員候補者であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当社は社外取締役が期待される役割をより適切に行えるよう、現行定款第39条において、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。社外取締役候補者である北井久美子、金澤一輝の両氏は、当社との間で会社法第423条第1項に定める責任について、賠償の限度額を法令が規定する最低責任限度額とする契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員並びに当社子会社（完全子会社）の取締役に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役に対する新株予約権の発行は、平成25年6月21日開催の定時株主総会において、当該新株予約権発行による取締役の報酬額として承認いただきました年額20百万円の範囲内で行うものであり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる当社取締役の員数は7名となります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブ付与を目的とし、当社取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社（完全子会社）の取締役に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社（完全子会社）の取締役とする。

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式360,000株を上限とする。このうち、当社取締役に対しては、当社普通株式84,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうちその時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

3,600個を上限とする。このうち、当社取締役に対しては、840個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。（ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。）

(3) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(5) **新株予約権を行使することができる期間**

平成31年7月1日から平成38年6月30日までとする。

(6) **新株予約権の行使の条件**

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社（完全子会社）の取締役のいずれかの地位にあることを要する。

ただし、当社もしくは当社子会社（完全子会社）の取締役又は当社執行役員が任期満了により退任した場合、当社従業員が定年退職した場合、その他正当な理由がある場合はこの限りではない。

- ② その他の条件については、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるところによる。

(7) **新株予約権の譲渡制限**

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(8) **新株予約権の取得事由及び条件**

- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ② 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(9) **新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項**

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 組織再編を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(1)に準じて決定する。

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(4)で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込み金額に前記②に従って決定される当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。

④ 新株予約権を行使することができる期間

上記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(5)に定める期間の末日までとする。

-
- ⑤ 新株予約権の取得に関する事項
上記(8)に準じて決定する。
- ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(9)に準じて決定する。
- (11) **新株予約権の公正価額の算定方法**
新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。
- (12) **その他の新株予約権の募集事項**
その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以 上

